

漁業集落における〈個と共同性〉（その1）

—青森県下北郡東通村尻屋とその漁業慣行から—

林 研 三

はじめに

1. 尻屋集落の概要 —「部落会」と人口・通婚圏—
2. 土地保全会・三余会
3. 漁業協同組合（以上本号）
4. 若干の考察 —〈個と共同性〉の諸相—

おわりに

はじめに

本稿では下北半島・尻屋集落での事例研究から、漁業集落での重層的な〈個と共同性〉の様相を描き出し、現代日本社会での共同性の契機を抽出することを試みる。いうまでもなく、漁業集落は漁業を生業とし、多くの場合はそこに漁業協同組合（以下漁協と称す）またはその支部が存在している集落である。この漁協と集落の関係性については、前稿でも若干言及したが、両者が相互に独立して併存するか、あるいは一方が他方を溶解するかのいずれかが想定されよう⁽¹⁾。

勿論、当該集落を超えた市町村域を包含した漁協である場合と、一集落一漁協の場合とでは、自ずからその性格や関係性は異なることは言うまでもない。後者の場合、藩政期からの集落を単位とした漁協が多く、集落構成員と漁協組合員の重なり度合いは高いことが予想される。従って組合員資格は水産業協同組合法での規定とは異なった制約を設けている場合もあり得よう。その制約は多くの場合は当該集落に限定される慣行・慣習によるところが大きく、しか

も組合員資格とともに共同漁業権行使規則もそういった慣習・慣行にゆだねられることが多い。そうであれば、当該漁協に免許された共同漁業権区域での実際の操業は、おおむね当該慣行・慣習にゆだねられていることになろう。

こういった慣行・慣習による権利行使という点では、入会権（民法234条・256条）も同じであろう。このような場合の慣行・慣習は漁業権や入会権の行使にのみ限定されているわけではなく、当該集落の構造や仕組み、あるいは祭祀組織や年齢集団などに深く関与していることが多い。それ故に、社会的・経済的状況の変化にもかかわらず、あるいは、その状況の変化に対応しつつ、その慣行・慣習が存続、又は変容・衰退していくことが予想される。他方で法も社会的・経済的状況の変化と無縁ではないとすれば、ここにその状況変化を媒介とした法と慣行・慣習の関係性が表出してくることになろう。入会権の場合は法が認めた慣行・慣習が入会権行使の変化をもたらし得るが、共同漁業権の場合はそういった規定は漁業法にはない。それゆえ、慣行・慣習が漁業権の種別・内容や権利主体の形式的資格等を変更することはないが、その執行段階で大きく関与し、結果としては法を飼訓化していく場合もあるし、逆に法が旧来の慣行・慣習を規制していく場合も想定されよう。

このように入会権や共同漁業権をめぐる法の慣行の相互関係は、その権利者の実際の範囲や資格、当該の権利の態様にもっとも明瞭にあらわれてくる。前者が集落の「一人前の構成員性」⁽²⁾に深く関与しているとすれば、後者は総有権として、その総有権のあり方としての〈個と共同性〉の様相を示すことになろう。この総有権のあり方については、本稿は次の石井良介の「風呂敷理論」に示唆されるところが大きい。

「村は風呂敷、村民は糸である。風呂敷は糸以外の何ものでもないが、それが一定の形に織られると風呂敷になる。風呂敷はたんなる糸とちがって、一定の機能（物を包むという）を果た

すことができる。同じように、村民はばらばらでは自治体として機能できなが、一定の形で村に組織されると、総村民が一つの自治的団体になるのである。この意味で、村は総村民と同じといえる。そこで、風呂敷が包んだ物は、実は風呂敷の糸が包んだ、といえるように、村持の土地は同時に総村民（当時「総村持」と呼んだ）の土地だったのである。……このように村持の土地すなわち村の所有地は同時にまた村民の総有地でもあったのであるが、こういう考え方は、ローマ法的な法人の観念とは大いに異なる所である。」⁽³⁾

総有については、従来は農村社会学や農業経済学において、最近ではコモンズ論との関係で環境社会学や民俗学でも盛んにとり上げられているが、その意味するところは、法律学とかなり異なることは、はやくから指摘されてきた⁽⁴⁾。法律学あるいは法社会学では、入会集団の構成員と集落居住者のズレ⁽⁵⁾、あるいは入会地と各構成員の田畑・宅地（私有地）の区分は明確であるが、農村社会学では私有地を含めた集落全域の土地を「ムラ産」と呼んだり⁽⁶⁾、ムラ全域の土地に「総有の網がかぶされている」⁽⁷⁾とし、「地域社会住民が総体としてもつ権利」を「総有権」と称している⁽⁸⁾。他方では、法社会学での総有権に関しても、川島武宜とは異なった戒能通孝の入会権論からの視点も考慮すべきであるとの最近の指摘もある⁽⁹⁾。いずれにせよ、本稿ではそういったコモンズ論と交錯する論点をも明示していく⁽¹⁰⁾。以下では第1章では対象集落である尻屋の概況、特に「部落会」や通婚圏を中心に述べ、第2章では尻屋集落での入会集団と年齢集団の様相を述べる。特に年齢集団としての「三余会」の会則や附則から漁協との結びつきを示す。第3章ではその漁協や漁協組合員、漁協内部での組合員の区分について述べる。以上の記述をふまえて第4章では若干の考察・分析を試みたい。

1. 尻屋集落の概要—「部落会」と人口・通婚圏—

尻屋は典型的な集村形態をとっており、集落は太平洋と津軽海峡境に突出した尻屋崎の太平洋側の海岸段丘面に広がっている。かつて宮本常一は尻屋について「岬の東側、桑畑山のかげにあった。1つの隔絶された世界であったが、冬の西風をさげ、前にひろい海をひかえた浦である」⁽¹¹⁾と述べていた。この言葉には尻屋のおかれてきた状況と可能性が言い表されている。もともと、この集落は、大正期に尻屋崎沖で座礁した船舶の船員が約1ヶ月ほど当地に滞在した時の見聞録、特に昆布採取方法とその収入を「村内拾五才以上の男子全員」⁽¹²⁾に平等に配分することに関心をもった船長が、その見聞を大阪毎日新聞に掲載したことによって、当地の地名が広く知られることとなった。そして、この昆布採取方法等から「共産集落」とも命名され、戦前から中川善之助氏をはじめとする多くの研究者が調査を試みてきた⁽¹³⁾。本稿ではこの尻屋での漁協組織と集落構成の関連性に注目していく。

戦後、尻屋を含む下北地方は1963年と64年の二年間にわたって九学会連合調査の対象地であった。この調査に日本社会学会から参加していた竹内利美は、これ以前から当該地の調査を継続していたこともあり、九学会連合調査の報告書⁽¹⁴⁾とは別に『下北の村落社会』（以下「竹内報告」と称する）を刊行し、当地域の産業構造と村落組織をその歴史的背景をもふまえて論じている。特に尻屋については詳細な調査報告を掲載し、戦前から調査時までの変遷と当時の様子を記している。

尻屋では戦前のような昆布採取とその収入の配分方法は「竹内報告」当時にはすでに見られなかった。そもそも尻屋の昆布は1928年（昭和3年）の駒ヶ岳噴火による「磯焼」で壊滅したとされている。その後この昆布採取とその収入の配分方法はワカメ採取に継承されたが、長くは続かなかったようであり、「竹内報告」においても「平等配分は個別配分に比べて、二割くらい減産になり、また配

分の実際に手数がかりすぎ、日没後に及ぶのが常であった。そのため組合員の不平も多く、ついに総会の決議で、この配分方法を全廃し、個別配分になったのである。いわゆる「尻屋共産制」はすでに全くの昔語りである⁽¹⁵⁾と記されている。しかし、集落と漁業組合、あるいは漁協との一体化の傾向は継続しており、集落での「居住権は漁場の享有権と相即していた。そして昭和初年には三三戸に固定され、土地の共有ともそれは相関していた。戦後は三四戸の旧権利戸（イカ船出資者）が、戸数増加の事態を抑止しえないまま、一応部落集団から離れて「土地保全会」を結成して、自衛措置に出たが、漁業協同組合は法の規制もあって、やや範囲がひろく、新分家の若干を加えて、三九戸として新しい制度のもとに再発足した」⁽¹⁶⁾とある。

これは1960年頃の様子であるが、現在でも当地では尻屋部落会と尻屋漁業協同組合、尻屋土地保全会は併存している。「部落会」は現在は正会員38戸と准会員10戸から構成されており、正会員の大部分は漁家、准会員は全戸が非漁家である。両者の差異は会費（正会員は6万円、准会員は3万円）と各種役職への就任如何であり、准会員は会長や輪番伍長などの役職にはつかない。この部落会正会員の各戸と部落会未加入戸1戸が旧来の当地域内での家であり、以下で述べる「尻屋土地保全会」や「三余会」等もこれらの家々（すべてではないが）から構成されているので、本稿でもこれらを対象としていく。

最初に当地域内での人口と戸数（世帯数）の推移を見ておこう。表（1）は町村制施行期以来のそれらの推移を示したものである。1963年から世帯数が急増しているが、これは集落周辺の山林から1952年に日鉄鉱業が石灰石を採掘しはじめ、1979年にはその隣接地区に東北開発株式会社（現三菱マテリアル）が青森セメント工場を建設し、その社員寮が行政上の尻屋地区内に建設されたことによるものである。従って、この数字には上記の49戸以外の家々の世帯数に加算されている。

この49戸の通婚圏を表示したものが表(2)である。当地での内婚率は25.4%である。「竹内報告」では74.2%であったので、確かに内婚率は低下してきているが、それでも決して低い数字ではない。宮本常一の言う「一つの隔絶された世界」という説明はこの内婚率からも類推されるであろう。他方で、東通村内からの婚入者率、下北郡内から婚入者率を見てみると、双方とも増加してきており、特に後者の増加が著しい。尻屋内からの婚入者率の低下をこの両者での増加が補っているとも言えるが、それでも下北地方以外か

表(1) 戸数(世帯数)と人口(*1963年以降は世帯数)

年 西暦	明治22 1889	昭和12 1937	昭和38 1963	昭和55 1980	平成2 1990	平成12 2000	平成18 2006
戸数*	29	48	106	200	165	133	105
人口	229	478	577	764	600	447	412

表(2) 婚入者の出身地(2008年)

県名	市町村名	集落名	実数		比率		1958年	
			実数	比率	実数	比率		
青森県	下北地方 の市町村	尻 屋	18	18	25.4%	69	74.2%	
		尻 労	5					
		古 野	2					
		鹿 橋	5					
		岩 屋	2					
		東通村	桑 原	1	24	33.8%	20	21.5%
		石 持	3					
		小田野沢	2					
		稲 崎	1					
		入 口	2					
	砂 子 又	1						
		大 間 町	4					
		旧大畑町	4	23	23.4%	2	2.1%	
		旧脇野沢	1					
		旧むつ市	14					
		弘 前	1					
	津 軽	2	5	8%	1	1.1%		
	十 和 田	1						
	野 辺 地	1						
県外		岩手県	1	1	1.4%	1	1.1%	

(1958年の数字は「竹内報告」より)

らの婚入者数が現在においても少ないことは、「下北は半島というよりも、むしろ島といった方がよい」⁽¹⁷⁾との印象を裏付けるものであろう。

2. 土地保全会・三余会

既述のように、尻屋部落会と尻屋漁協、「土地保全会」は併存することになったが、その結果、「部落会」の影響力は大きくそがれることとなった。その理由は「財産がないから」と説明されていたが、実際「部落会館」や「漁協事務所」の土地も「土地保全会」からの借地である。現在の「土地保全会」の構成戸数は昭和初年と同じ33戸であるが、昭和7年に1戸が追加され34戸となったことがある。しかし、その後1950年代後半に1戸が脱退し、33戸に戻ったのである。

現在「土地保全会」は約250町歩の山林原野を所有しており、前述の日鉄鉱業による石灰岩の採掘場、三菱マテリアルのセメント工場地もその一部である。これらの企業からの採掘権料や賃借料が「土地保全会」に入ってきているので、構成各戸には毎年約150万円が配当されている。他の山林原野の手入れは東通村森林組合に依頼している。現在「土地保全会」は自らの事務所を漁協事務所の隣に構え、専属の事務員を1名雇用している。

1950年代に「土地保全会」を脱退した1戸は、その後他出したが、脱退理由は以下のような事情であった。当時の当該戸の当主が「土地保全会の権利を借金の担保にした」ので、その「権利」が「土地保全会」外に移譲される可能性が生じた。そこで、「保全会がその借金を支払い、その家が保全会から脱退することになった」のである。こういった経緯は下記の1951年当時の「尻屋土地保全会株式会社規則」3条と4条⁽¹⁸⁾とも適合している。この「土地保全会」がどのような観点から「入会集団」と見なし得るかについては第4章で論じたい。ちなみに、同規則の9条では後述の「尻屋三余

会」への入会も規定されていた。

「第3条 本社の社員は昭和26年度まで部落共有権利者であった三十四名である

第4条 社員にして退社せんとするものは賃貸借価格にて権利を社に譲渡する事

第9条 社員の家族にして定年に達したものは必ず三余会に入会すること」

「部落会」の正会員38戸のうち37戸は漁家であり、これらから漁協組合員が輩出されているが、漁協については後で述べることにして、ここではこの漁家の「跡取り」から構成されている「尻屋三余会」について記述していく。これは明治期以前の「若者連中」であり、1891年（明治24年）に「尻屋青年会」に組織変えをしたが、1911年（明治44年）に「三余会」と改名した。その経緯については以下のように記されている⁽¹⁹⁾

「古来当村ニ若者連中ト称セシモノアリ、明治二十四年是レガ組織ヲ改メテ尻屋青年会ト称シ、同四十四年一月一日更ニ尻屋三余会ト改称スルニ至レリ、三余会ナル名称ハ時ノ下北郡長林武蔵氏ヨリ優良青年会トシテ表彰セラレ、同時ニ古言ニ則リ、年中ノ余時ハ冬ニ在リ晴天ノ余リハ雨天ナリ昼間ノ余時ハ夜間ナリ、此ノ三ツノ余暇ヲ利用シテ修養ヲ努メトノ意ヲ以テ命名セラレタル始マレリ」

「三余会」の会員は現在は26名であり、独自の「三余会館」も維持している。会員資格は以下のように三余会会則に規定されている。この第三条の規定からも知られるように、「三余会」は男のみであり、16歳から42歳までの年齢集団である。しかし、実際には現在は中学校卒業後に高校に進学する者がほとんどであるので、高校

卒業後に会員となることが多い。また、この42歳を過ぎ「三余会」から脱退した者は、各戸の当主となり、以前であれば戸主会、現在では部落会に出席することになる。しかし、ここでも実際は退会後ただち当主に移行するとは限らない。従って42歳以上で「三余会」会員である者が生じることになるが、彼らは「特別会員」（会則第四条）とされている。

「第三条 本会は、尻屋に居住する男子のうち義務教育を終了した者で四十二歳以下の者を以て組織する。

- 一、 尻屋漁業協同組合員及びその家族であって、義務教育を終了した男子は本会に入会するものとする。途中で退会しようとする者は正当な理由なくして退会することはできない。

第四条 会員であって定められた年齢を越えた時は特別会員とする。」

「三余会」の役員としては、会長1名、副会長1名、相談役1名、理事2名、幹事2名、監事1名、評議員5名がおかれている。これらの任期は幹事は1年、それ以外は2年であり、数え年の18歳以上の会員によって選出されるが、会長のみは21歳以上の会員が被選挙権を有する（会則第六条、附則第一条・第二条・第三条・第四条）。役員報酬も附則四十三条に規定されている。この報酬を含めた三余会の維持費は会員からの会費によってまかなわれているのではなく、「財産より得た収益及び各会員が労働によって得た収益をこれにあてる」（会則十六条）とされている。この「財産」としては東通村蒲野沢の土地約2町歩、東北電力の株券（約50万円）があげられていた。さらに尻屋の前浜のなかの「三余会専用の浜」（後述）での会員とその妻によって年1回採取されたフノリの販売代金、会員の行う能舞による祈祷料等が「収益」とされ、年間約250万円の予算が組まれている。

上記の会則第三条で会員は「尻屋漁業協同組合員及びその家族」であると明記されていたが、以下に引用する会則や附則からも、三余会と漁協とのむすびつきの強さがうかがわれるであろう。しかし、ここで注目したいのは、会則第三条での「尻屋漁業協同組合員及びその家族」という規定からすれば、長男だけでなく次三男であっても入会できることになる。しかも、附則第二十六条では「正会員一戸より二名以上の場合、海産事業及び特殊の事業の外、会計見計らいの上、一名だけは不参加を認める」としており、ここでも1戸につき複数の会員が想定されている。しかしながら、事実上は会員は各漁協組合員の家の「跡取り」（長男が多い）に、すなわち1戸1名に限定されている。このことは三余会会長によれば「約30年前から」と言われていたが、当地の社会構造を考えるうえで、一つの留意点であることは間違いない。

もともと当地では年序的集団が組織され、男性は子供組から「三余会」を経て、戸主会（「部落会」）、さらには隠居（インキョジサマ・72歳以上）へと年齢や各戸での地位の変遷とともに属する集団も移行していくし、女性の集団も同様な階層制としてメラサド・アンネド・婦人会・婆連中が成立していたとされている⁽²⁰⁾。現在ではこれらの年序制は大きく崩れてきており、女性の場合ならばメラサドはなく、小正月に各戸をまわり「餅つき踊り」を見せる「姉連中」（既婚者で42歳まで）、毎月1回公衆トイレ等を清掃する「婦人会」（既婚者で50歳まで）、毎月1、2回寺の清掃を行っている「老婆連中」が存続している。そのなかでこの「三余会だけは従来の慣行を比較的維持しており」（三余会会長）、会則上も漁協や部落会との連携を保持している。例えば、会則第二十一条、附則第六条、三十三條、三十九條、四十條、四十一條において示されているように、会員はフノリ採取時や「土地保全会」の「共有林」の監視役をつとめるし、高校進学者には奨学金も授与している。さらに、「三余会」とは別組織である「尻屋青年団」（15歳～28歳）にも毎年寄付することが定められている（附則第三十五条）。

漁業集落における〈個と共同性〉（その1）（林）

〔三余会会則

- 第六条 本会には次の役員を置く。
会長一名 副会長一名 相談役理事一名 理事二名
幹事二名 監事二名 評議員五名
- 第二十一条 本会は、尻屋部落会及び漁業協同組合の諮問に応じ、又は必要と認める事項に関して、建議をする事がある。」

〔三余会附則

- 第一条 本会々長は二十一歳以上の正会員より選出する。
- 第二条 会長以外のすべての役員は、十八歳以上より選出する。
- 第三条 役員の内任期は、二年とするが、幹事の任期は一年とする。
- 第四条 正会員で十八歳以上の者はすべて選挙権を有する。被選挙権は、十八歳以上の正会員が有するものとする。
その年齢に達したものであっても新入会者は、満六ヵ月を経過しなければ選挙権、被選挙権を有しない。
選挙に関する年齢は、数え年とする。
- 第六条 本会は、保全会より共有林の監督を委任され、山林取締役二名を選出する。任期は二年とする。ただしその役員はすべての役員を兼務する事ができる。
- 第三十三条 本則第二十条第二項に準じて、当部落から上級学校生に対して奨励の為、各学校進学ごとに一名ごと金五千円以上を給付する。
- 第三十五条 本則第二十条第二項に準じて、本部落青年団に修養費として毎年一万円以上を寄付するものとする。
- 第三十九条 組合から春磯及び秋磯等の吟味方を依頼された場合、磯吟味方二名を選任する。

- 第四十条 夜磯の吟味は、正会員の者を以て取締りに任ずる。
ただし会長並びに漁業組合理事の命による事。
- 第四十一条 磯時に禁制物を採取し、又は持ち帰った者のある時は、現品取上げの上、五千元以上の違約金に処する。
又、違約程度の軽重に応じて総会の決議を経て処決する。
- 第四十三条 役員年報酬
会長一万五千元 副会長、相談役理事、理事一万円
幹事八千元

3. 漁業協同組合

当地が属する東通村では8漁協、1内水面漁協が存立している。同村内の漁協の合併問題を話し合うために「東通地区漁協合併研究会」が2001年に設立され、2005年には「東通地区漁協合併協議会」に発展したが、この時点で2漁協が脱退し、2007年にはその「協議会」自体が解散した。その後は一部の漁協が近隣漁協との合併を模索している段階である。尻屋漁協では現在までのところ、近接する岩屋漁協との合併については一部では話題になるようであるが、そのための話し合いが始まっているわけではない。そもそも岩屋漁協と尻屋漁協は隣接しているが、年間の漁獲高や抱える負債、組合員の出資金なども異なっており、単純に合併にむけて始動できる状態ではないのであろう。

村内8漁協のなかには複数の集落居住者を組合員としている漁協もあるが、尻屋漁協組合員は尻屋集落居住者のみから構成されている。というよりは、組合員を輩出する居住戸が制約されており、現在は37戸である。しかし、ここでは1戸1組合員方式をとっていないので、この37戸のなかには複数の組合員をだしている家もある。2008年現在では78人が正組合員であり、准組合員はいない。

前述の「竹内報告」でも若干触れられているように、この37戸は

旧来の33戸（土地保全会員）とそこからの分家を含んだものである。しかし、現在のように1戸から複数の組合員を輩出するようになったのは、1965年（昭和40年）頃であったとされている。1968年（昭和43年）9月に漁協職員となったA氏（1948年生まれ、2001年退職）が当漁協の最初の専属的な職員であった。A氏は尻屋出身で長男であったが、「船酔い」が激しいので、漁業には従事するつもりはなかったという。そこで、当時の組合長の依頼で、高校卒業後に1年間首都圏の「全国漁業協同組合学校」で学び、その後で当漁協の職員として採用された。

A氏によれば、採用された当時は「年配の教員退職者が事務を行っていた」ので、組合業務は滞りがちであったという。1968年当時はすでにそれまでの「40人正組合員体制」から「40漁家60人正組合員体制」に移行していた。すなわち、それまでは1漁家1組合員方式で40漁家に組合員は制限されていたが、「県の指導によって」組合員を増加させ、出資金を増やす必要がでてきた。そこで60人までに正組合員を増やすことにしたようであるが、「60人というのは当時の漁家の跡取りを加入させた結果ではないか」と言われている。

しかし、その後もしくは「跡取りは「准組合員」扱いであった」。すなわち、当時の漁協役員改選の時に、選挙管理委員会が無効票とした投票用紙があった。その理由を職員であったA氏が問うと、「跡取りの名前が記されていたから」と言われたという。この点についての明文の「規定」はなかったが、このことは事実上「跡取り」は被選挙権のない「准組合員扱い」とされていたことになろう。60人という人数制限は、その後もしくはは継続し、60人のうち死亡者や脱退者が生じた場合のみ欠員を補充していたようであるが、その補充方法は年齢順であった。A氏によれば、かつて1名欠員となった時に、2名の「跡取り」である同年齢の有資格者がいたが、結局は生年月日が早いほうの1名のみを正組合員として認めたという。

この60人という制約は1976年（昭和51年）頃からこだわらなくな

っていったようである。但し、1 漁家から複数の組合員を輩出する場合でも、同居する兄弟が同時に組合員となることはない。これは漁協が規制しているわけではないが、当地では「簡単な手伝いを別とすれば」、兄弟で操業することはないからであろうと言われている。他方で同居する父子の 2 人、あるいは祖父、父、子の 3 人が同時に組合員となることもあるが、この場合の子や孫は「跡取り」やその予定者である。そして、祖父や父の死亡後はその出資金はそのまま子や孫の出資金として加算されることが多い。

さらに、同じ頃に A 氏が「組合員資格審査委員会」を設置した。同委員会の構成を、①組合員から選出された 3 名、②三余会会長、③漁業研究会からの 1 名とした。この漁業研究会は、主として各漁家の「跡取り」である三余会会員から構成されている組織であり、現在は 30 名が属している。この委員会の設置はそれまでの 60 人体制からの移行に伴って必要となったものであろうが、その委員に三余会会長を加えたのは A 氏の判断であった。この委員会に「三余会」や漁業研究会が参画していることは、各戸の「跡取り」の意見の比重が大きいことを意味してよう。

表 (3) は 1974 年度からの組合員数の推移であるが、准組合員は一時的に生じているにすぎない。これらの准組合員は夫が非漁業に従事している妻であった。このように准組合員は例外的現象であったが、役員選出に際しては各戸の当主のみが立候補していることは、先のような「跡取り」の「准組合員扱い」は実質的には現在も継続しているとも考えられかもしれない。ここで後述のためにも留意したい点は、「跡取り」とそれ以外のキョウダイ、当主と「跡取り」という家内の区分が漁協組合員資格や組合員の区別等と連動している点である。

さて、当漁協の漁獲高等については別稿⁽²¹⁾を参照していただくとして、ここでは本稿の行論に必要な範囲での共同漁業権や入漁権について述べよう。当漁協に免許されている共同漁業権は「東共第 25 号」(第 1 種共同漁業)、「東共第 26 号」(第 2 種共同漁業)で

あり、他には9名の組合員が「東定第11号」（定置漁業）の免許を受けている。「東共26号」のさけ・ます小型定置網漁業については4ヶ統以内、さけ刺網漁業では72ヶ統以内の免許を受けている。

この共同漁業権区域は尻屋岬崎の両側に、太平洋側と津軽海峡側に開く形で広がっており、隣接する岩屋漁協や尻労漁協の共同漁業権区域に比しても広い。それ故、藩政期からこの両集落と尻屋集落の間では操業範囲をめぐる争いが生じていた。現在では、当漁協の共同漁業権区域への岩屋・尻労漁協の入漁権を認めるという形で決着している。尻労漁協の場合は、尻屋漁港の建設によって漁場が狭くなったということもあり、その後で現在のように年2回、尻屋漁港から尻労との境界線までの沿岸部での入漁が7月頃と11月頃

表（3）組合員数の推移

年度	正組合員	准組合員	職員	年度	正組合員	准組合員	職員
1974	60	0	3	1992	75	0	5
1975	60	0	3	1993	73	0	5
1976	60	2	3	1994	72	0	5
1977	58	2	3	1995	74	0	5
1978	58	2	3	1996	77	0	6
1979	64	1	3	1997	76	0	6
1980	67	1	3	1998	80	0	6
1981	67	1	4	1999	82	0	6
1982	68	0	4	2000	81	0	6
1983	68	0	4	2001	79	0	6
1984	68	0	5	2002	81	0	6
1985	69	0	5	2003	81	0	6
1986	67	0	5	2004	78	0	6
1987	70	0	5	2005	80	0	6
1988	71	0	5	2006	79	0	6
1989	73	0	5	2007	79	0	6
1990	74	0	5	2008	78	0	6
1991	75	0	5	2009	74	0	6

になされている。7月頃は尻屋漁協と尻労漁協が合同で貝類等の採取を行い、11月頃は尻労漁協が単独で行っている。

岩屋漁協による入漁はより複雑であり、年3回に分けて行われているが、装具についても一定の取り決めを行い、最初の5月頃の入漁の時は「胴付き長靴」着用で、且つ「泳ぎや潜りは禁止」とされている。その次の6、7月頃の入漁の時には「潜り」は許可されている。かつてこのような岩屋からの入漁を認めるに際して、岩屋集落の有していた約72町歩の土地での用益権を尻屋集落に移譲した。最近この土地に関しての登記をなしたが、それは漁協ではなく「土地保全会」名義による登記であったことは、集落と漁協、「土地保全会」の関係を示唆するものとして注目される。

現在の尻屋漁協での主たる魚種はイカである。組合員の多くはイカ釣りに従事しているが、現在イカ釣りは「昼イカ」が中心である。従来「イカ釣り」は夜の操業が多かったが、尻労漁協での「昼イカ」操業が行われ始めると、当地でもその方法を採用してきた。イカ釣りは毎年6月～9月頃が盛期であるが、「青森県イカ釣り協議会」の取り決めによって、毎週土曜日は休業日としている。船に

2008年度魚種別水揚げ高

品目	取り扱い高(円)
いか	292,045,511
たこ	69,044,548
さけ(定)	53,186,870
生鮮魚小計	584,161,115
貝類	24,800,094
海草類	315,578
干フノリ	18,882,677
干コンブ	44,171,568
その他	15,878,435
合計	688,209,467

(第60年度業務報告書：尻屋漁協)

2008年度漁業種類別経営体数

漁業種類	経営体数
いか釣り漁業	38
一本釣り業	
採貝藻漁業	
その他漁業	
定置漁業	1
合計	39

(第60年度業務報告書：尻屋漁協)

は親子で乗船する場合と単独で操業する場合があるが、既述のように兄弟が同じ漁船で操業することはない。さらに、最近では「定休日」として、これ以外の尻屋漁協独自の「定休日」⁽²²⁾を設定している。このような「定休日」の設定は、資源保護だけでなく、若者層の漁業への従事の促進にも寄与しているという。

さて、当地での往年の「共産集落」との名称をもたらした昆布採取・配分方法、その方法のフノリ採取への一部継承については既述した。現在も昆布やフノリの採取は行われているが、その方法はかなり異なっている。昆布については、毎日午前8時45分から午後3時までの間、前浜での両側のゲートが開けられるので、組合員とその「同居家族」であれば誰でもが、その前浜で昆布を採取（昆布拾い）できる。採取した昆布は各戸の乾燥室で乾燥させてから出荷する。

フノリ採取については、前浜を7区に区分して、漁協役員と三余会の役員が相談して順次口開け日を決めていくが、その他の点については前掲の別稿を参照していただきたい。ここでは、各組合員とその「同居家族」が採取権を有しており、各人の採取場所の目印となるとともに、用具等を置くことにもなる「石」はそれぞれ二個に限定されている点を指摘しておきたい⁽²³⁾。これは各人単位での「持分」とその形式的平等性への志向を示すものでもあろう。

前浜のなかには既述の「三余会の浜」があるが、ここは組合員が採取することはない。アワビは毎年春に3～4回、秋に2回ほど資源調査を兼ねて採取される。比較的浅い海では漁業研究会と他の7名が潜ってアワビを採取しているし、沖合での採取は潜水業者に依頼している。さらに、ウニは漁船での「タモとり」と磯での採取が行われる。漁船での採取は年2回程度、各2時間であるが、磯での場合は年数回、各戸1名がカゴを持参して採取する。磯で採取されたウニは、最後には全部を合算して各戸に等分するという。ウニのこの配分方法は、かつての昆布採取後の配分方法を想起させるものである。

このような昆布、アワビ、フノリ等の採取は「磯まわり」と呼ばれているが、「尻屋の磯は三余会の磯」と言われているように、これらの採取への「三余会」の関与の度合いは大きい。⁽²⁴⁾最後に上記で述べてきた「部落会」と「土地保全会」、「三余会」、漁協の各会員と組合員（2008年度）を表示したものを表（4）として掲載しておこう。

表（4）尻屋部落会会員等

家 番号	主のW の出身地	三余会員	「跡取り」 の続柄	「跡取り」 の配偶者 の出身地	部落会 正・準	土地 保全会	漁協 組合員数
01	尻屋				準		
02	むつ市	○	1M	むつ市	正	○	2
03	尻労	○			正	○	2
04	津軽				準		
05	尻屋	○	1M	尻労	正	○	2
06	古野牛川				準		
07	尻屋				正	○	1
08	入口				正	○	1
09	鹿橋	○	1M	むつ市	正	○	2
10	尻屋	○	1M	小田野沢	正	○	2
11	尻屋	○	1M	小田野沢	正	○	2
12	むつ市				準		
13	むつ市	○	1M	入口	正	○	3
14	脇野沢村	○	1M	石持	準		2
15	岩屋	○			正	○	2
16	尻屋				正	○	1
17	むつ市				準		
18	尻労	○	1M	むつ市	正	○	2
19	尻屋	○	1M	砂子又	正	○	3
20	むつ市				準		
21	十和田町	○			正	○	2
22	津軽						
23	尻屋				正	○	2
24	むつ市				正		
25	尻屋	○	AM	むつ市	正	○	3
26	桑原	○			正	○	2
27	尻労	○	2M		正	○	2
28	尻屋				正	○	2
29	鹿橋	○	1M	大間町	正	○	3
30	稲崎				準		
31	大間町	○	1M	大間町	正		2
32	鹿橋	○	1M	弘前市	正	○	2
33	古野牛川				正	○	1
34	尻屋	○	1M		正	○	2
35	尻屋	○	1M	尻屋	正	○	2
36	むつ市				正		
37	尻屋	○	1M	岩手県	正		3

38	鹿橋	○			正	○	3
39	尻屋		1FH	むつ市	正	○	1
40	石持		1M	大畑町	正		2
41	大畑町				正	○	1
42	尻屋	○(孫)	1FH	大間町	正	○	3
43	尻屋		1M	むつ市	正	○	2
44	むつ市				正	○	1
45	尻屋	○	1M	岩屋	正	○	3
46	鹿橋	○	1M	大畑町	正	○	3
47	野辺地町		1M	尻勞	準		
48	石持	○	1M		正	○	2
49	大畑町				準		

* 出身地：むつ市・大畑町・脇野沢村は新むつ市発足以前の市町村名。これらと他の市町村以外の地名は東通村の集落名

* 1M：長男、2M：次男、1FH：長女の夫、AM：養子

* 家番号は便宜上著者が付したものである。

* 22は「部落会」に未加入である。

- (1) 原暉三によれば、「その部落の地区に幾つかの漁業権がありこれにより部落住民たる漁民が生活に依拠している限において、部落と組合との間に強靱なつながりをもっている。それは部落なる共同体的枠の内部に組合が没入していると見るか、或は組合が部落なる共同体的枠を利用していると見るか、或は両者併存し、組合自身に部落共同体的性格が存すると見るべきか。見る人の観点によりいずれにも観察することができるであろう。」原暉三『日本漁業権制度史論』（国書刊行会 1977）260頁
- (2) 川島武宜「「ゲルマン的共同体」における「形式的平等」の原理について」【川島武宜著作集第八巻 慣習法上の権利Ⅰ】（岩波書店 1983）48頁以下
- (3) 石井良助「山梨県山中部落の入会権」【法学協会雑誌】86巻1号（1969）20頁～21頁
- (4) 菅豊「平準化システムとしての新しい総有論の試み」寺嶋秀明編『平等と不平等をめぐる人類学的研究』（ナカニシ出版 2004）240頁～273頁
- (5) 川島武宜 前掲論文 49頁
- (6) 川本彰『日本農村の論理』（龍溪書舎 1972）138頁
- (7) 鳥越皓之『家と村の社会学』（世界）思想社 1985）99頁
- (8) 鳥越皓之『環境社会学の理論と実践』（有斐閣 1997）69頁
- (9) 棚澤能生「法律学からの応答」【社会的共通資本・コモンズの視角から市民社会・企業・所有を問う】（早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究「基本的法概念のクリティーク」研究会 2008）97頁
- (10) コモンズ論への法律学・法社会学からの応答としては鈴木龍也他編『コモンズ論再考』（晃洋書房 2006）、棚澤能生「類個統合と「所有」」戒能通厚他編著『企業・市場・市民社会の基礎法学的考察』（日本評論社、2008）所収、日本法社会学会編『法社会学73号 コモンズと法』（有斐閣 2010）がある。

漁業集落における〈個と共同性〉（その1）（林）

- (11) 宮本常一『私の日本地図 下北半島』（同友館 1967）130頁
- (12) 「日本海軍の特務艦労山丸九千七百屯は、大正十一年六月十四日、尻崎燈台の南六百米の暗礁に擱坐した。船長以下乗務員三十五名は、全員無事に尻屋村に避難して、善後処置のために一と月程も滞在した。恰も尻屋村の昆布採りに際したが、同所の昆布採りには全戸浜に下りて、男は海に舟を浮かべ長い棹で昆布を巧みに撈み採り、女達はそれを海岸に並べて乾かし、乾上がった昆布は一括して入札払とする。そして総収入を村内拾五才以上の男子全員に頭割にする。当日村に居残った漁業組合の書記、学校の教員、寺の僧侶にも各壹人分を給与される。昆布収入は欺く均分されるのだが、労山丸の乗組員は之を見て、今の世に寔に珍しい事と感嘆し」た。笹澤魯羊『東通村誌（改訂再版）』（下北郷土会 1964 初版1936）134頁
- (13) 中川善之助「尻屋部落」『法学協奏曲』（河出書房 1937）334頁以下、同「村の家」『東北の土俗』（財団法人日本放送協会東北支部 1930）145頁以下
- 堀經他『青森縣尻屋部落經濟制度一般』（仙台財団法人齊藤報恩会學術研究總務部出版 1931）
- 田村浩『農漁村共產体の研究』（泰文館 1931）
- 山口彌一郎「本州最北端尻屋崎附近の集落」『地理学』5卷8号（古今書院 1937）115頁以下
- (14) 九学会連合下北調査委員会『下北 自然・文化・社会』（平凡社 1967）
- (15) 竹内利美編『下北の村落社会』（未来社 1968）528頁
- (16) 竹内利美編 前掲書 520頁
- (17) 竹内利美編 前掲書 47頁
- (18) 竹内利美編 前掲書 538頁
- (19) 竹内利美編 前掲書 549頁。「尻屋三余会会則」の冒頭にこの沿革が記されている。
- (20) 竹内利美編 前掲書 502頁
- (21) 拙稿「漁業慣行と漁業協同組合—下北・東通村の事例報告と若干の考察—」『札幌法学』21卷1号（2009）108頁以下
- (22) 参考までに、尻屋漁協が定めた平成21年度の「定休日表」を下記に掲げておく。

「 定休日予定表

平成21年3月1日発行

	第1日曜	第2土曜	第2日曜		第3日曜	第4土曜	第4日曜	第5日曜
4月	5日	(11日)	12日	注：淡島神社祭典の期間 4月14日・15日・16日は昆布拾いを中止と致します	19日	(25日)	26日	
5月	3日	(9日)	10日		17日	(23日)	24日	31日
6月	7日	(13日)	14日		21日	(27日)	28日	
7月	5日	(11日)	12日		19日	(25日)	26日	
8月	2日	(8日)	9日	13日 (14日) (15日) (16日) 17日	16日	(22日)	23日	30日
9月	6日	(12日)	13日	13日 14日 (15日) (16日) (17日)	20日	(26日)	27日	
10月	4日	(10日)	11日		18日	(24日)	25日	

○印の付いた日は昆布拾い及び全ての漁業の定休日とする。

○印のない日は昆布拾いのみの定休日とする。

通夜及び葬儀の際、昆布拾いは定休日とする。

注：このほか、表には載せませんが毎月24日は昆布拾いのみを定休日とする。

屋漁業協同組合」

(23) 平成21年度の三余会によるフノリ採取時の監視要領を以下に掲載しておこう。

平成21年度 旗揚げ要領
<ol style="list-style-type: none"> 1. 浜が大きい時及び警戒を要する時は、人員を増加する事もある。 2. 旗上げる人は、フノリ摘みが終わってから監視員と交代する事 3. 命令に従わない者がある時は、浜を変更する事が出来る。 4. フノリ石に置いてある衣服、ビニール、風呂敷などは、取り除くようにする事。 5. 緑の旗で下げ、赤の旗で摘ませる事。 6. 組合役員と旗あげの時間を決める事。 7. フノリは必ず袋に詰め、それ以外のフノリは赤旗を置いて回収する。 8. 旗上げは、フノリを摘まないで厳重に監視すること。 9. 旗の使用後は、組合玄関前に置くこと。 10. 磯吟味帳の使用後は、次の浜に当たっている人に渡して置く事。 11. 旗上げる人は、最後尾の人を確認してから旗上げる事。

上記の4項はフノリ採取時には各人に海岸の石を2個までは衣服、ビニールなど

漁業集落における〈個と共同性〉（その1）（林）

の持ち物を置くことができるとしており、それを超えた個数の石にこれらを置いた場合は取り除くということである。5項での「緑の旗」は組合員が浜におりることができる合図であり、「赤の旗」で採取を開始する。7項は袋に詰められないフノリは三余会によって没収するという意味である。

(24) このことは前掲の三余会附則第三十九条～四十一条にもあらわれている。

*本稿は平成21年度（2009年度）札幌大学研究助成制度による研究成果の一部である。